

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和7年12月9日

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案について、令和7年7月25日（金）から同年8月23日（土）まで御意見を募集したところ、5件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

なお、意見募集時の概要における省令の名称及び「2. 改正の概要」中、「災害発生場所管理事業者」については、下記のとおり修正を行った上で省令を定めることとしましたので、公表いたします。

・省令の名称について

条の新設により、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第98条の2が第98条の7に繰り下がることに伴い、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号。以下「派遣則」という。）において当然必要とされる規定の整理が生じたため、派遣則の改正を追加し、省令の名称を「労働安全衛生規則及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」としました。

・「2. 改正の概要」中、「災害発生管理場所管理事業者」について

「災害発生場所管理事業者」の名称について、個人事業者が管理する場所において、自ら派遣労働者を就業させる場合、当該個人事業者が「災害発生場所管理事業者」に当たる可能性があるため、名称を「災害発生場所管理事業者等」に修正しました。また、「2. 改正の概要」中、※2に記載していた「災害発生場所管理事業者（等）」の定義については、業務災害発生時に個人事業者が仕事の作業を行っていた場所で、派遣中の労働者が仕事の作業を行う場合も、災害発生場所管理事業者等に報告義務が生じることを明確化するため、以下の通り（※）としました。

※ 事業を行う者であつて、仕事の作業を行う場所を管理するもの（その労働者又は当該場所を管理するものが行う事業における派遣就業に従事する派遣中の労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者をいう。）が、当該場所において仕事の作業を行う場合に限る。）

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	<p>過労による死亡・休業を除く理由が不明である。個人事業者であっても、注文者等からの従属性が強く仕事を断れないこともあり得る。</p> <p>過労死の場合は、遺族も労働基準監督署長に報告できることとすべき。</p>	<p>過重労働等を原因とする脳血管疾患、心臓疾患又は精神障害による死亡又は休業については、原因となった業務の特定が困難な場合があることや、個人事業者の個人情報保護の観点等から、特定注文者等に報告を義務付けるのではなく、個人事業者が直接、労働基準監督署に報告することができることとしています。</p> <p>なお、今後、本制度の運用上の留意事項等について通達でお示しする予定であり、当該通達において、過重労働等を原因とする脳血管疾患、心臓疾患又は精神障害による死亡又は休業の場合における遺族からの情報提供の取扱い等についてもお示しする予定です。</p>
2	<p>① 特定注文者と災害発生場所管理事業者の定義が複雑で分かりにくいので、簡潔にしてほしい。また、不明点も多い。</p> <p>② 個人事業者に仕事を請け負わせている者が、当該個人事業者と同じ場所で作業をしない場合は、当該者は特定注文者に当たらず、労基署への報告は不要という理解でよいか。</p>	<p>① 特定注文者と災害発生場所管理事業者の定義については、本制度の運用上の留意事項等を示す通達において、分かりやすくお示しする予定です。</p> <p>② 御指摘の場合のように、個人事業者に仕事を請け負わせている注文者が、その役員や労働者に個人事業者と同じ場所で一切作業を行わせない場合については、当該注文者は、「特定注文</p>

<p>③ 同じ場所とは一つの作業場を指し、事業場全体でないという理解でよいか。</p> <p>④ 個人事業者が作業を行う場所を管理していても、その場所で作業をしない事業者は災害発生場所管理事業者に当たらず、労基署への報告は不要という理解でよいか。</p> <p>⑤ 労基署への報告が必要であっても、特定注文者・災害発生場所管理事業者が個人事業者に対して労災保険を支払う義務はないとの理解でよいか。</p> <p>⑥ 中小企業の役員については、労働者と同じ場所で作業していた時の事故のみ労基署への報告が必要であり、単独で作業していた場合は不要との理解でよいか。</p>	<p>者」にあたらないため、労働基準監督署長への報告義務は生じません。</p> <p>③ 「労働者と同一の場所」の範囲については、作業の態様や、当該作業が他の作業従事者の安全衛生に影響を及ぼす範囲などから総合的に判断すべきものであり、本制度の運用上の留意事項等を示す通達において、基本的な考え方をお示しする予定です。</p> <p>④ 災害発生場所管理事業者は「仕事の作業を行う場所を管理する事業者をいい、その労働者が、当該場所において仕事の作業を行う場合に限る。」としているところ、御質問のように管理する場所で自ら使用する労働者に一切作業を行わせない事業者は、災害発生場所管理事業者に当たらないこととなります。このため、当該者による労働基準監督署長への報告義務はありません。</p> <p>⑤ 御理解のとおり本報告に係る報告義務があることのみをもって、個人事業者の業務上災害に関する労災保険を支払う義務が生じるものではありません。</p> <p>⑥ 中小企業の役員については、労働者（当該企業に所属しているか否かを問わない）と同じ場所</p>
---	--

		<p>で作業していた場合に、当該役員が属する事業者に報告義務が生じます。</p>
<p>3</p>	<p>特定注文者、災害発生場所管理事業者は個人事業者と会社が異なるため、報告書の内容を記入するには長い時間がかかる、あるいは調査しきれないことが予想される。別会社が報告書を提出することについての軽減措置はあるか。</p>	<p>今回の省令改正により、特定注文者又は災害発生場所管理事業者に対し、個人事業者の死亡又は休業を把握した場合には、「遅滞なく」労働者基準監督署への報告することを義務付けることとしていますが、報告事項の把握等には一定の期間を要するものであり、これに必要な合理的な期間は、自ら雇用する労働者が被災した場合と、個人事業者が被災した場合とは異なる場合があると考えています。</p> <p>また、報告事項の全てについて特定注文者又は災害発生場所管理事業者が把握することが困難である場合もあると考えられるため、特定注文者又は災害発生場所管理事業者が把握可能なものについて、合理的に知り得る範囲の情報を報告すれば足りるものと考えています。</p> <p>なお、今回の改正により、個人事業者に対し、負傷・疾病の状況等により報告を行うことが困難な場合を除き、自身の負傷・疾病に関して、特定注文者又は災害発生場所管理事業者へ報告することを義務付けることとしており、特定注文者又は災害発生場所管理者は、その内容を踏まえ、必要な事項を補足した上で労働基準監督署に報告する仕組みとしている。</p>

		<p>これらの考え方については、本制度の運用上の留意事項等を示す通達においてお示しする予定です。</p>
4	<p>次のような場合、報告義務は、どの事業者にありますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A工場は、場内工事をB社に発注した。(ただし、A工場の従業員は同じ場所で作業していない) ・ B社は、個人事業主Cに業務を再委託した。(ただし、B社は現場にいない) ・ その後、個人事業主CがA工場内で作業中に、休業4日以上ケガを負った。 	<p>ご質問のケースについては、操業中であるもののB社の役員や労働者による作業が一切行われないA工場内の一角で、場内工事が行われている状況であると考えられますが、このような場合においては、一般的には、A工場の労働者は工場内において何らかの作業を行っていることが通常であると考えられるため、工事エリアで直接の作業は行わない場合であっても、同エリアへの立入が物理的に禁止されているような場合でなければ、A工場の労働者と個人事業主Cは同一の場所で作業を行っているものとして取り扱うことが適当であると考えられます。</p> <p>この前提であれば、A工場の従業員と個人事業主Cは同一の場所で作業を行っており、B社はA工場内で一切作業を行わないことから、更に上位の注文者であるA工場が特定注文者に該当することとなり、A工場が個人事業主Cの被災の事実を把握した場合には、労働基準監督署への報告義務が生じることとなります。</p> <p>御質問の場合を含め、個別具体的なケースについての報告制度に関する法令の適用に関しては、所轄労働基準監督署にご相談下さい。</p>

5	<p>本省令案について、全体として賛成いたします。これまで統計に含まれにくかった個人事業主や中小企業従業員の業務災害を可視化することは、労働環境の実態を把握するうえで大きな意義があると考えます。</p> <p>そのうえで申し添えるならば、今回の改正は「労災の発生状況を把握する」ための第一歩であり、最終的な目的である「労災を未然に防ぐ」施策の実現に向けた検討も今後進めていただければ幸いです。</p>	<p>本案に賛成の御意見として承ります。</p> <p>報告されたデータを活用し、引き続き、個人事業者の業務上災害の防止等に努めてまいります。</p>
---	--	---